

**ガス・上下水道料金関係帳票印刷 仕様書**  
**《 納入通知書・督促状・汎用タイプ 》**

**【仕様】**

- ・ A4カット圧着紙（6面タイプ）
- ・ 用紙 見本と同等（別紙参考資料参照。現品はガス水道局にて確認可能）
- ・ ミシンあり（見本どおり）
- ・ コーナーカットあり（見本どおり）
- ・ 刷色 表面1色×裏面1色（見本と同程度）  
納入通知書 青  
督促状 赤  
汎用タイプ 緑
- ・ 適合性 次の機種に適し、支障が無いこと。又は、検証済のこと。  
プリンタ キヤノン社製 LBP442  
リコー社製 IPSiO SP6330  
圧着機 デュプロ社製 EX-4150
- ・ 校正回数 表面2回、裏面2回
- ・ 校正部数 各2部
- ・ 枚数 納入通知書 32,000枚  
督促状 6,000枚  
汎用タイプ 18,000枚
- ・ 納品期限 納入通知書 令和8年7月3日 16,000枚、令和8年12月15日 16,000枚  
督促状 令和8年7月3日 3,000枚、令和8年12月15日 3,000枚  
汎用タイプ 令和8年7月3日 9,000枚、令和8年12月15日 9,000枚  
なお、軽微な範囲の変更は、双方の協議で行う。
- ・ 梱包 1,000枚ごとにビニールで包みダンボール箱に入れ、箱の側面に品名、数量、納入年月、使用期限を明示すること。
- ・ 納品場所 魚沼市 小出島 地内（魚沼市ガス水道局）

**【特記事項】**

- ・ 校正終了後、納入通知書と汎用タイプのテスト品を各50枚作成し、契約締結の日から30日以内に提出すること。
- ・ 発注者がテスト品により用紙、印刷色、ミシン仕上がり等を確認し、ガス上下水道料金システムによりテスト印字を行う。
- ・ 印刷内容、印字打ち出し位置は、別紙レイアウト図のとおりとする。
- ・ 用紙の特性上、各納品期限直前に規定発注枚数の印刷を行うものとし、あらかじめ一括で用紙を印刷して、保管しておいたものを納品することは認めない。
- ・ 支払は、毎回納品完了及び検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- ・ 納品後、通常の保管、通常の使用の範囲内で不具合が発生した場合は、責任を持って再納品すること。
- ・ 短期間の印刷が可能な製版・印刷設備を備えており、帳票印刷にかかる作業を自社で行うことができること。
- ・ その他本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定することとする。

ガス・上下水道料金関係帳票印刷  
《 納入通知書・督促状・汎用タイプ 》

(別紙参考資料)

- ・ 現在使用している用紙の仕様は次のとおり。

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| メーカー名 | 株式会社 NichiRica (旧：日本理化製紙)   |
| 製品名   | 圧着ハガキ (6面ハガキ) リカメール 6100    |
| 厚さ    | 0.160 (mm)                  |
| 重量    | 125.9 (g / m <sup>2</sup> ) |

**ガス・上下水道料金関係帳票印刷 仕様書**  
**《 スマートフォン用検針票 》**

**【仕様】**

|             |   |
|-------------|---|
| 1 使用機種      | セイコーインスツル製 MP-B30   |
| 2 紙 質       | 見本と同等。使用機種に適し、支障が無いこと。又は、検証済のこと。  |
| 3 サ イ ズ     | 見本どおり。天地 250mm 横 79.5mm ミシンのカット&タイ (2mm&1mm)  |
| 4 シート数      | 見本と同等。1巻当り90枚程度以上とする。   |
| 5 先端止め      | 見本と同等。巻き終わりは用紙先端をテープ止めとする。  |
| 6 印刷色       | 表面2色(ブラックマーク含む)、裏面1色<br>第10項目の特性を持たせるためフォーマット印刷後、無色透明な紫外線硬化型樹脂による保護加工を前面に施すこと。  |
| 7 包 装       | 1巻ごとに透明フィルムで包装するものとする。  |
| 8 端末表示      | 表面に用紙終了時、赤色約30cm (2シート分) 印刷すること。  |
| 9 梱 包       | 10巻/箱 10箱/ダンボール箱<br>箱の側面に品名、数量、納入年月、使用期限を明示すること。  |
| 10 特 性      | (1) 印 字 適 正 感熱層または印刷インキによる印字詰まり及びヘッドの汚れが少ないこと。<br>(2) 印字ピッチ安定性 印字が印刷フォーマットに対してズレ、バラツキが少ないこと。<br>(3) 耐 水 性 ・水のしみ込みが少なく、水を弾くような製品であること。<br>・雨しずくがついた状態で印字を行っても走行障害が起こらないこと。<br>・水に漬けて指で擦っても印刷及び印字箇所が消えにくいこと。<br>・折り曲げても接着面が張り付かないこと。<br>(4) 耐 光 性 ・常温 (20℃) 常湿 (65%) 暗所で保管し、印字箇所が10年間以上判読可能であること。<br>・製品の地肌を10日間以上直接日光にさらした場合にも、白色度に優れ変色が少ないこと。<br>(5) 耐 熱 性 60℃の状況下で24時間以上放置しても製品が変色しないこと。<br>(6) 耐 傷 性 突物による傷が付きにくいこと。<br>(7) 剥 離 性 ・感熱層が剥がれにくく、検針時の紙粉の量が極めて少ないこと。<br>・セロテープ等で剥がしても感熱層が剥がれないこと。<br>(8) 耐可塑性 可塑剤による印字の退色が極めて少ないこと。 |
| 11 適合性      | セイコーインスツル製 MP-B30に適すること。  |
| 12 校正回数と部数  | 2回 各2部  |
| 13 数量及び納品期限 | 2, 300巻 (令和8年7月10日 1,200巻、令和8年12月15日 1,100巻)<br>なお、軽微な範囲の変更は、双方の協議で行う。  |
| 14 納品場所     | 魚沼市 小出島 地内 (魚沼市ガス水道局)   |

**【特記事項】**

|  |
|--|
| 1 校正終了後、テスト品を1巻作成し、契約締結の日から30日以内に提出すること。                                       |
| 2 発注者がテスト品により用紙、印刷色、仕上がり等を確認し、モバイルプリンタによりテスト印字を行う。<br>※スタート及びストップ位置、印字の状態等の確認。 |
| 3 印刷内容、印字打ち出し位置は、別紙レイアウト図のとおりとする。  |
| 4 用紙の特性上、納品期限直前に規定発注枚数の印刷を行うものとし、あらかじめ一括で用紙を印刷して、保管しておいたものを納品することは認めない。        |
| 5 支払は、納品完了及び検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。                                     |
| 6 納品後、通常の保管、通常の使用の範囲内で不具合が発生した場合は、責任を持って再納品すること。                               |
| 7 短期間の印刷が可能な製版・印刷設備を備えており、帳票印刷にかかる作業を自社で行うことができること。                            |
| 8 その他本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定することとする。                                    |

納入通知書 表面

9 9 9 - 9 9 9 9

料金後納  
郵便

住所1  
住所2  
方書

氏名1  
氏名2

魚沼市ガス・水道料金、下水道使用料納入通知書

123456790 請求年月 令和99年99月

★必ず内容をご確認ください。

一都市ガス・水道・下水道一

魚沼市ガス水道局

〒946-0011 新潟県魚沼市小出島788番地  
TEL 025-792-1118 FAX 025-792-1119

★ご案内は内側にあります。右下からゆっくと開いてご覧ください。

魚沼市ガス・水道料金、下水道使用料収納済通知書

使用者氏名 (内入残) (再発行)

氏名1  
氏名2

ご使用期間 ●/× ~ ●/×

お客様番号 123456790 請求年月 令和99年99月

納期限 令和99年99月99日

お支払金額(税込) 999,999,999,999 円

| 区分     | 使用量等       | 料金等               | うち消費税等            |
|--------|------------|-------------------|-------------------|
| ガス     | 999,999 m3 | 999,999,999,999 円 |                   |
| ガス警報器数 | 999 個      | 999,999,999,999 円 |                   |
| ガス計    |            | 999,999,999,999 円 | 999,999,999,999 円 |
| 水道     | 999,999 m3 | 999,999,999,999 円 | 999,999,999,999 円 |
| 下水道    | 999,999 m3 | 999,999,999,999 円 | 999,999,999,999 円 |

この通知書は機械で処理しますので、折り曲げたり汚したりしないでください。

CVS収納用  
(91)123456790123456790123456790123456790123456790123456790  
999999-9-999999-9 CVS収納代行 NTTデータ

※バーコードのないもの(金額が30万円を超えるもの)、金額を訂正したもの、及びバーコードが読取れないものについては、コンビニエンスストアでのお取扱いができません。

発行日 令和99年99月99日  
口座番号 00510-9-960279  
加入者 魚沼市企業出納員  
取りまとめ店 〒380-8794 ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター

上記金額を収納しましたので通知します。

魚沼市企業出納員 様  
魚沼市公営企業出納・収納取扱金融機関  
この用紙も金融機関、コンビニエンスストアへご持参ください。  
(コンビニエンスストア本部保管・金融機関→魚沼市ガス水道局)

領収日付印

魚沼市ガス・水道料金、下水道使用料  
納入書(原符)

氏名1  
氏名2

お客様番号 123456790

請求年月 令和99年99月

納期限 令和99年99月99日

お支払金額(税込) 999,999,999,999 円

口座番号 00510-9-960279  
加入者 魚沼市企業出納員  
取りまとめ店 〒380-8794 ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター

CVS収納代行 NTTデータ  
発行日 令和99年99月99日

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

魚沼市ガス・水道料金、下水道  
使用料納入通知書兼領収書

(内入残)

住所1  
住所2  
方書  
氏名1  
氏名2  
ご使用期間 ●/× ~ ●/×

下記の通り納入してください。

発行日 令和99年99月99日  
魚沼市長 内田 幹夫 印

お客様番号 123456790  
請求年月 令和99年99月

納期限 令和99年99月99日  
お支払金額(税込) 999,999,999,999 円

| 区分             | 使用量等       | 料金等           | うち消費税等            |
|----------------|------------|---------------|-------------------|
| 早取料金           | 999,999 m3 | 999,999,999 円 |                   |
| 前月以前分<br>遅延加算金 |            | 999,999,999 円 |                   |
| 警報器            | 999 個      | 999,999,999 円 |                   |
| 計              |            | 999,999,999 円 | 10% 999,999,999 円 |
| 水道             | 999,999 m3 | 999,999,999 円 | 10% 999,999,999 円 |
| 下水道            | 999,999 m3 | 999,999,999 円 | 10% 999,999,999 円 |

魚沼市ガス水道局 ガス事業登録番号 : T3-8000-2000-1852  
水道事業登録番号 : T1-8000-2000-1854  
下水道事業登録番号 : T2-8000-2000-1853

上記の通り領収しました。

CVS収納代行 NTTデータ  
金額を訂正したもの及び領収日付印のないものは無効です。  
※ガスの早取料金は、納期限を過ぎて納入すると遅取料金(早取料金の3%増)となり、その差額は翌月に加算されます。

口座番号 00510-9-960279  
加入者 魚沼市企業出納員

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

領収日付印

★ 青字の部分はプレ印刷です。帳票からは印字しません。  
★ バックカラーが水色の部分はデータ印字部です。

督促状 表面

料金後納  
郵便

9 9 9 - 9 9 9 9

住所1  
住所2  
方書

氏名1  
氏名2

重要・料金請求

123456790 請求年月 令和99年99月

★必ず内容をご確認ください。

一都市ガス・水道・下水道一  
魚沼市ガス水道局  
〒946-0011 新潟県魚沼市小出島788番地  
TEL 025-792-1118 FAX 025-792-1119

★ご案内は内側にあります。右下からゆっくと開いてご覧ください。

魚沼市ガス・水道料金、下水道使用料収納済通知書  
(督促兼支払依頼分)

使用者氏名 (内入残) (再発行)

氏名1  
氏名2

ご使用期間 ●/× ~ ●/×

お客様番号 123456790 請求年月 令和99年99月

納期限 令和99年99月99日

お支払金額(税込) 999,999,999,999 円

| 区分     | 使用量等       | 料金等               | うち消費税等            |
|--------|------------|-------------------|-------------------|
| ガス     | 999,999 m3 | 999,999,999,999 円 |                   |
| ガス警報器数 | 999 個      | 999,999,999,999 円 |                   |
| ガス計    |            | 999,999,999,999 円 | 999,999,999,999 円 |
| 水道     | 999,999 m3 | 999,999,999,999 円 | 999,999,999,999 円 |
| 下水道    | 999,999 m3 | 999,999,999,999 円 | 999,999,999,999 円 |

この通知書は機械で処理しますので、折り曲げたり汚したりしないでください。

CVS収納用  
(91)123456790123456790123456790123456790123456790123456790  
999999-9-999999-9 CVS収納代行 NTTデータ

※バーコードのないもの(金額が30万円を超えるもの)、金額を訂正したもの、及びバーコードが読取れないものについては、コンビニエンスストアでのお取扱いができません。

発行日 令和99年99月99日  
口座番号 00510-9-960279  
加入者 魚沼市企業出納員  
取りまとめ店 〒380-8794 ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター

上記金額を収納しましたので通知します。  
魚沼市企業出納員 様  
魚沼市公営企業出納・収納取扱金融機関

この用紙も金融機関、コンビニエンスストアへご持参ください。  
(コンビニエンスストア本部保管・金融機関→魚沼市ガス水道局)

領収日付印

魚沼市ガス・水道料金、下水道使用料  
納入書(原符)  
(督促兼支払依頼分)

氏名1  
氏名2

お客様番号 123456790

請求年月 令和99年99月

納期限 令和99年99月99日

お支払金額(税込) 999,999,999,999 円

口座番号 00510-9-960279  
加入者 魚沼市企業出納員  
取りまとめ店 〒380-8794 ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター

CVS収納代行 NTTデータ

発行日 令和99年99月99日

領収日付印

(コンビニ店舗・金融機関控)

魚沼市水道料金・下水道使用料督促状兼  
ガス料金支払依頼書兼領収書  
(内入残)

住所1  
住所2  
方書  
氏名1  
氏名2

ご使用期間 ●/× ~ ●/×

下記の通り納入してください。  
発行日 令和99年99月99日  
魚沼市長 内田 幹夫 印

お客様番号 123456790  
請求年月 令和99年99月

納期限 令和99年99月99日  
お支払金額(税込) 999,999,999,999 円

| 区分         | 使用量等       | 料金等           | うち消費税等            |
|------------|------------|---------------|-------------------|
| 早収料金       | 999,999 m3 | 999,999,999 円 |                   |
| 前月以前分遅延加算金 |            | 999,999,999 円 |                   |
| 警報器        | 999 個      | 999,999,999 円 |                   |
| 計          |            | 999,999,999 円 | 10% 999,999,999 円 |
| 水道         | 999,999 m3 | 999,999,999 円 | 10% 999,999,999 円 |
| 下水道        | 999,999 m3 | 999,999,999 円 | 10% 999,999,999 円 |

魚沼市ガス水道局 ガス事業登録番号 : T3-8000-2000-1852  
水道事業登録番号 : T1-8000-2000-1854  
下水道事業登録番号 : T2-8000-2000-1853

上記の通り領収しました。  
CVS収納代行 NTTデータ

金額を訂正したものと領収日付印のないものは無効です。  
領収日付印

本督促状と行違いで納付された場合は、ご容赦ください。

口座番号 00510-9-960279  
加入者 魚沼市企業出納員

収入印紙不要

(お客様控)

★ 青字の部分はプレ印刷です。帳票からは印字しません。督促状のため、青字の部分は赤色で納品ください。  
★ バックカラーが水色の部分はデータ印字部です。

納入通知書・督促状 共通裏面

下水道使用料に係る付記

1 不服申立て

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定について、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

◎お支払いは、納期限までにこの納入通知書をお持ちのうえ、下記の場所で納入してください。

【お支払いできる場所】

◎魚沼市公営企業出納・収納取扱金融機関  
魚沼市ガス水道局  
魚沼市会計課  
魚沼市北部事務所  
第四北越銀行  
大光銀行  
新潟県信用組合  
ゆきぐに信用組合  
魚沼農業協同組合  
ゆうちょ銀行・郵便局  
(新潟県・長野県内に限る)

◎下記の全国コンビニエンスストア  
くらしハウス  
スリーエイト  
生活彩家  
セブン・イレブン  
デイリーヤマザキ  
ファミリーマート  
ポプラ  
ミニストップ  
ヤマザキスペシャルパートナーシップ  
ローソン  
ニューヤマザキデイリーストア  
MMK設置店

◎電子マネー  
PayPay請求書払い  
d払い 請求書払い  
au PAY (請求書支払い)  
楽天ペイ (請求書払い)  
AEON Pay請求書払い  
J-Coin請求書払い  
(令和8年8月31日まで)

【お問合せ窓口】

魚沼市ガス水道局  
〒946-0011 新潟県魚沼市小出島788番地  
TEL:025-792-1118



ここからゆっくりはがしてください。

(領収書裏面)

(店舗控裏面)

(納入済通知裏面)

(ハガキ部裏面)

★ 青字の部分はプレ印刷です。帳票からは印字しません。督促状は、赤色で納品ください。


★ バックカラーが水色の部分はデータ印字部です。

汎用タイプ 表面



汎用タイプ 裏面

郵便がき

 ここからゆっくりはがしてください。

# スマートフォン用検針票

## 表面

## 裏面

| ガス・水道・下水道使用量のお知らせ   |                      |                      |                      |
|---|----------------------|----------------------|----------------------|
| お客様番号<br><small>(市供給地点特定番)</small>                                      |                      |                      |                      |
| ご使用場所   |                      |                      |                      |
| 区分  | ガス (号)               | 水道 (mm)              |                      |
| 今回指針  | m <sup>3</sup>       | m <sup>3</sup>       | m <sup>3</sup>       |
| 前回指針 (-)  | m <sup>3</sup>       | m <sup>3</sup>       | m <sup>3</sup>       |
| 推定使用量累計 (-)   | m <sup>3</sup>       | m <sup>3</sup>       | m <sup>3</sup>       |
| 旧メーター使用量 (+)  | m <sup>3</sup>       | m <sup>3</sup>       | m <sup>3</sup>       |
| <b>今回使用量</b>  | <b>m<sup>3</sup></b> | <b>m<sup>3</sup></b> | <b>m<sup>3</sup></b> |
| 下水道使用量  |                      | m <sup>3</sup>       |                      |
| ガス早収料金 (税込)   |                      | 円                    |                      |
| ガス警報器リース料 (税込)  |                      | 円                    |                      |
| 水道料金 (税込)   |                      | 円                    |                      |
| 下水道使用料 (税込)   |                      | 円                    |                      |
| <b>合計請求予定額 (税込)</b>   |                      | <b>円</b>             |                      |
| ◆この「お知らせ」では料金の納入はできません。<br>◆ガス料金は前月分を早収期限内に納入されないと、3%の前月遅収加算額が別途加算されます。 |                      |                      |                      |
| 前年同月の使用量 (参考)   |                      |                      |                      |
| ガス  | m <sup>3</sup>       | 水道                   | m <sup>3</sup>       |

検針日 検針員

(お客様へ)

口座振替ご利用のお客様へ  座振替済通知書

|           | 使用量            | 金額 |
|-----------|----------------|----|
| ガス早収料金    | m <sup>3</sup> | 円  |
| ガス前月遅収加算額 |                | 円  |
| ガス警報器リース料 |                | 円  |
| ガス料金計     |                | 円  |
| うち消費税額    | %              | 円  |
| 水道料金      | m <sup>3</sup> | 円  |
| うち消費税額    | %              | 円  |
| 下水道使用料    | m <sup>3</sup> | 円  |
| うち消費税額    | %              | 円  |
| 合計        |                | 円  |

上記の金額を  にご指定の口座よりお支払いいただきました。

魚沼市ガス水道局 (電話 025-792-1118)  
検針受託者: 魚沼市管工事業協同組合 (電話 025-793-2120) (裏面もご覧ください)

**お客様へ**

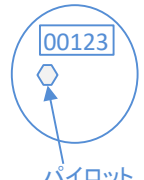
**検針についてお願い**

- メーターボックスの上に物を置いたりせず、メーターはいつも見やすいようにしておいてください。
- 犬は、メーターの近くにつながらないようにしてください。

**漏水の調べ方**

水道の蛇口を全部開けて、水道のパイロットを確認してください。パイロットが回っているときは屋内配管で漏水している可能性がありますので、市指定給水装置工事業者に依頼して修理してください。

(水道メーター)



**下水道を大切に**

- 生ごみや残り油を下水道に流さないでください。
- 汚水ますへゴミや雨水を絶対に入れないでください。

**ガスは正しく使いましょう**

- 小型給湯器や開放型ストーブを使うときは、必ず換気をしましょう。
- 料理中は、天ぷら油火災や吹きこぼれに注意してください。
- ガス警報機が鳴ったり、ガス臭いと感じたら、窓や戸を大きく開けて換気をしてください。なお、換気扇は、着火源となるおそれがありますので使用しないでください。
- ガスをより安心してご使用いただくために、ガス警報器の設置をおすすめします。

**料金のお支払いは便利な口座振替で**

お申し込みは、金融機関へ印鑑(金融機関取引印)と預金通帳、このお知らせをお持ちのうえ手続きしてください。

**【託送供給料金相当額の計算方法について(参考)】**

ご請求金額には、以下の算式で算定した託送料金相当額が含まれております。

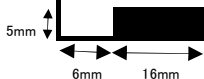
| 定額基本料金  | ガス使用量               | 従量料金単価                  | 託送料金相当額 |
|---------|---------------------|-------------------------|---------|
| 480.00円 | + ( )m <sup>3</sup> | × 41.00円/m <sup>3</sup> | = ( )円  |

※ 上記金額に消費税等相当額を加算した額  
※ 託送料金、消費税等相当額の1円未満は切り捨て

下水道使用料に係る付記

- 不服申立て  
この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 処分の取消しの訴え  
この決定について、上記1の審査請求に対する裁判を得た場合に限り、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市(訴訟において市を代表する者は、市長となります)を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき。  
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
ウ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ガス事業登録番号 T3-8000-2000-1852  
水道事業登録番号 T1-8000-2000-1854  
下水道事業登録番号 T2-8000-2000-1853



用紙左端より6mmの位置をマークの左端として、高さ5mm、幅16mmのマークが必要です。

スマートフォン用検針票(印字例)

表面

裏面

ガス・水道・下水道使用量のお知らせ

|   |  |                           |
|---|--|---------------------------|
| 令和99年99月分   | お客様番号 999999<br><small>(納入供給地点特定番)</small> |                           |
| <small>(ご使用期間 令和99年99月99日～令和99年99月99日)</small>                          |  |                           |
| 魚沼市ガス水道局 料金係 様  |  |                           |
| ご使用場所<br>昭和町2丁目1番1号<br>魚沼市ガス水道局   |  |                           |
| 区分  | ガス(999号)                                   | 水道(999mm)                 |
| 推定理由  | 不在   | 位置不明                      |
| 今回指針  | 9999999 m <sup>3</sup>                     | 9999999 m <sup>3</sup>    |
| 前回指針(-)   | 9999999 m <sup>3</sup>                     | 9999999 m <sup>3</sup>    |
| 推定使用量累計(-)  | 9999999 m <sup>3</sup>                     | 9999999 m <sup>3</sup>    |
| 旧メーター使用量(+)   | 9999999 m <sup>3</sup>                     | 9999999 m <sup>3</sup>    |
| 今回使用量   | 9999999 m <sup>3</sup>                     | 9999999 m <sup>3</sup>    |
| 下水道使用量  | 9999999 m <sup>3</sup>                     |                           |
| ガス早収料金(税込)  | 99,999,999 円                               |                           |
| ガス警報器リース料(税込)   | 99,999,999 円                               |                           |
| 水道料金(税込)  | 99,999,999 円                               |                           |
| 下水道使用料(税込)  | 99,999,999 円                               |                           |
| 合計請求予定額(税込)   | 99,999,999 円                               |                           |
| ◆この「お知らせ」では料金の納入はできません。<br>◆ガス料金は前月分を早収期限内に納入されないと、3%の前月遅収加算額が別途加算されます。 |  |                           |
| 振替予定日は令和99年99月99日。<br>再振替予定日は令和99年99月99日です。                             |  |                           |
| 前年同月の使用量(参考)  |  |                           |
| ガス  | 9999999 m <sup>3</sup>                     | 水道 9999999 m <sup>3</sup> |

検針日 令和99年99月99日 検針員 魚沼 太郎

(お客様へ)

メッセージ1  
メッセージ2  
メッセージ3  
メッセージ4

ガス1立方メートル当り料金(基本料金は除く)〇〇〇〇契約  
今月 99,99円 次月 99,99円  
※基準単位料金に上記金額を加除してください。

口座振替ご利用のお客様へ

|           |                        |              |
|-----------|------------------------|--------------|
| 令和99年99月分 | 口座振替通知書                |              |
|           | 使用量                    | 金額           |
| ガス早収料金    | 9999999 m <sup>3</sup> | 99,999,999 円 |
| ガス前月遅収加算額 |                        | 99,999,999 円 |
| ガス警報器リース料 |                        | 99,999,999 円 |
| ガス料金計     |                        | 99,999,999 円 |
| うち消費税額    | 10%                    | 9,999,999 円  |
| 水道料金      | 9999999 m <sup>3</sup> | 99,999,999 円 |
| うち消費税額    | 10%                    | 9,999,999 円  |
| 下水道使用料    | 9999999 m <sup>3</sup> | 99,999,999 円 |
| うち消費税額    | 10%                    | 9,999,999 円  |
| 合計        |                        | 99,999,999 円 |

上記の金額を 令和99年99月99日 にご指定の口座よりお支払いいただきました。

魚沼市ガス水道局 (電話 025-792-1118)  
検針受託者: 魚沼市管工事業協同組合(電話 025-793-2120)  
(裏面もご覧ください)

お客様へ

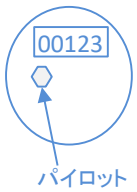
**検針についてのお願い**

- メーターボックスの上に物を置いたりせず、メーターはいつも見やすいようにしておいてください。
- 犬は、メーターの近くにつながらないようにしてください。

**漏水の調べ方**

水道の蛇口を全部閉めて、水道のパイロットを確認してください。パイロットが回っているときは屋内配管で漏水している可能性がありますので、市指定給水装置工事業者に依頼して修理してください。

(水道メーター)



**下水道を大切に**

- 生ごみや残り油を下水道に流さないでください。
- 汚水ますへゴミや雨水を絶対に入れないでください。

**ガスは正しく使いましょう**

- 小型湯沸器や開放型ストーブを使うときは、必ず換気をしましょう。
- 料理中は、天ぷら油火災や吹きこぼれに注意してください。

納付書払いの場合と口座振替対象で印字を打ち分ける。  
口座振替の場合・・・サンプルの通り。  
納付書払いの場合・・・『納入期限は令和99年99月99日です。』となります。

**料金のお支払いは便利な口座振替で**

お申し込みは、金融機関へ印鑑(金融機関取引印)と預金通帳、このお知らせをお持ちのうえ手続きしてください。

【託送料金相当額の計算方法について(参考)】

ご請求金額には、以下の算式で算出した託送料金相当額が含まれております。

|         |   |                   |   |                       |   |         |
|---------|---|-------------------|---|-----------------------|---|---------|
| 定額基本料金  | + | ガス使用量             | × | 従量料金単価                | = | 託送料金相当額 |
| 480.00円 | + | ( )m <sup>3</sup> | × | 41.00円/m <sup>3</sup> | = | ( )円    |

※ 上記金額に消費税等相当額を加算した額  
※ 託送料金 消費税等相当額の1円未満は切り捨て

※ガスを使用していない場合、何も印字しない。

3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

この決定について、上記1の審査請求に対する裁決を得た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市(新潟において市を代表する者は、市長となります。)を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ガス事業登録番号 T3-8000-2000-1852  
水道事業登録番号 T1-8000-2000-1854  
下水道事業登録番号 T2-8000-2000-1853

用紙左端より6mmの位置をマークの左端として、高さ5mm、幅16mmのマークが必要です。





#### 【用紙仕様】

|      |               |
|------|---------------|
| 形態   | 感熱ロール紙        |
| 用紙幅  | 80mm          |
| 最大外径 | 51mm ※1       |
| 最小内径 | 8mm           |
| 厚さ   | 56~80 $\mu$ m |

※1: 外径50mm程で発注する事により  
1ロールの枚数が多くなり  
検針員様の負担が抑えれます。

#### 【ブラックマーク仕様】

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 反射率    | 6%以下<br>波長905nmの赤外線 |
| 位置     | 表面左下から6mm           |
| サイズ(縦) | 5mm                 |
| サイズ(横) | 16mm                |

#### 【メーカー推奨用紙】

| メーカー名   | 型番            |
|---------|---------------|
| 日本製紙    | TF50KS-EY     |
| 王子製紙    | PD160R        |
| 三菱製紙    | P220VBB-1     |
| Appvion | Alpha400 -2.1 |
| PAK     | KT48PF        |
| MHP     | P5046         |

#### 【対応プリンタ】

| メーカー名 | 型番     |
|-------|--------|
| SII   | MP-B30 |